

# 令和5年度 寝屋川市人事行政の運営等の状況

『寝屋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例』第4条第1項の規定に基づいて、寝屋川市の人事行政の運営等の状況を公表します。

## 情報の内容及び目次

情 報 の 内 容	ペ ー ジ
1 任 免 及 び 職 員 数 の 状 況	P 1 ~ P 6
2 人 事 評 価 の 状 況	P 7 ~ P 9
3 給 与 の 状 況	P 10 ~ P 24
4 勤務時間その他の勤務条件の状況	P 25 ~ P 27
5 分 限 及 び 懲 戒 の 状 況	P 28
6 退 職 管 理 の 状 況	P 29
7 服 務 の 状 況	P 30
8 研 修 の 状 況	P 31 ~ P 33
9 福 祉 及 び 利 益 の 保 護 の 状 況	P 34 ~ P 36

## お問い合わせは・・・

寝屋川市 総務部 人事室

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-824-1181(代)

項 目	担当所属等	内線番号
1 任免及び職員数	人事室 人事担当	2251
2 人事評価	人事室 人材育成担当	2252
3 給 与	人事室 給与担当	2268
4 勤務時間その他の勤務条件	人事室 人事担当	2269
5 分限及び懲戒		
6 退職管理	人事室 人事担当	2251
7 服 務		
8 研 修	人事室 人材育成担当	2252
9 福 祉	人事室 厚生担当	2253
9 利益の保護	公平委員会事務局	2558

# 1 任免及び職員数の状況

## 1. 任免の状況

### (1) 採用

職員の採用に当たっては、競争試験と選考を実施しています。

令和5年度の採用職員数等は、次のとおりです。

#### ① 競争試験による採用

令和4年度職員採用試験

(単位：人)

試験区分		申込者数	受験者数	採用者数 <small>(令和5年4月1日採用者数)</small>
事務系	大学卒	971	529	14
	短大・高専卒			
	障害者を対象	55	42	1
技術系	土木	31	21	1
	建築	19	9	0
福祉系	社会福祉士	49	32	3
保育士兼幼稚園教員		109	76	7
保健師		33	24	3
薬剤師又は獣医師		10	8	1
合計		1,277	741	30

※令和4年度は後期試験の実施なし

令和5年度職員採用試験

(単位：人)

試験区分		申込者数	受験者数	採用者数 <small>(令和5年10月1日採用者数)</small>
事務系	大学卒	685	545	2
	短大・高専卒			
	障害者を対象	56	50	1
技術系	土木	13	11	3
	建築	12	10	0
福祉系	社会福祉士	19	13	1
保育士兼幼稚園教員		57	54	0
保健師		23	23	0
薬剤師又は獣医師		5	5	0
合計		870	711	7

② 選考による採用（大阪府との人事交流等）

人数（人）
11

③ 再任用

職 種 等		人数（人）
専門・技能職以外	フルタイム勤務	44
	短時間勤務	11
専門職	フルタイム勤務	5
	短時間勤務	9
技能職	フルタイム勤務	18
	短時間勤務	7
合 計		94

(2) 退職

令和5年度に退職した職員数は、次のとおりです。

① 定年・自己都合等による退職

職 種	人数（人）
専門・技能職以外	52
専門職	11
技能職	3
合 計	66

② その他の退職（大阪府への帰還等）

人数（人）
14

③ 再任用の退職

職 種 等		人数（人）
専門・技能職以外	フルタイム勤務	2
	短時間勤務	5
専門職	フルタイム勤務	2
	短時間勤務	4
技能職	フルタイム勤務	3
	短時間勤務	5
合 計		21

(3) 主な人事異動の状況

令和5年度に行った主な人事異動は、次のとおりです。

発 令 日	人数 (人)	備 考
令和5年4月1日	178	定期人事異動
令和5年5月8日	4	
令和5年5月18日	18	
令和5年6月1日	6	
令和5年6月21日	2	
令和5年8月1日	77	
令和5年9月1日	3	
令和5年10月1日	9	
合 計	297	

※ 人数には、昇任・昇格を含みます。

【参考】

専 門 職	保育士、保育士兼教員、児童指導員、教員、養護教員、司書、体育指導員、保健福祉指導員、医師、保健師、看護師、獣医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士の職務を命ぜられている者
技 能 職	学校の用務、給食調理、施設の用務、自動車運転、清掃作業、衛生作業の職務を命ぜられている者

## 2. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（△はマイナス、各年4月1日現在）

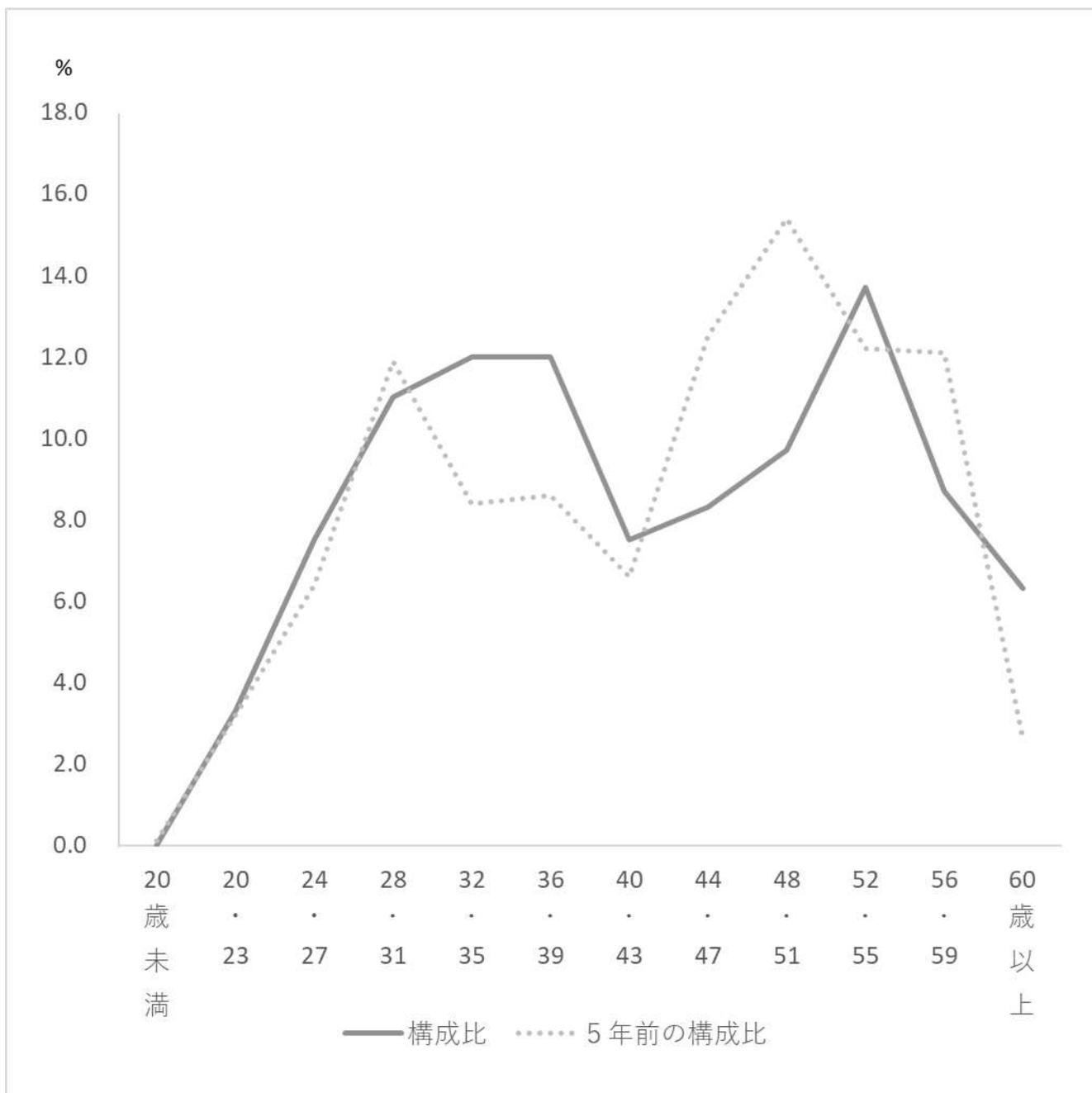
部門	区分	職員数（人）		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		R 5	R 6		
普通 会 計 部 門	一般行政部門				
	議 会	9	9	0	
	総務・企画	254	264	10	(増) 配置体制等の見直し
	税 務	46	42	△ 4	(減) 配置体制等の見直し
	民 生	304	315	11	(増) 配置体制等の見直し
	衛 生	207	198	△ 9	(減) 配置体制等の見直し
	農林水産	6	6	0	
	商 工	9	9	0	
	土 木	118	115	△ 3	(減) 配置体制等の見直し
	計	953	958	5	【参考:人口1万人当たり職員数 42.55人】
	特別行政部門				
	教 育	146	137	△ 9	(減) 配置体制等の見直し
	計	146	137	△ 9	【参考:人口1万人当たり職員数 6.09人】
	小 計	1,099	1,095	△ 4	【参考:人口1万人当たり職員数 48.64人】
公営企業等会計部門					
	水 道	39	40	1	(増) 配置体制等の見直し
	下 水 道	9	10	1	(増) 配置体制等の見直し
	そ の 他	61	62	1	(増) 配置体制等の見直し
	小 計	109	112	3	
合 計		1,208	1,207	△ 1	【参考:人口1万人当たり職員数 53.61人】
		[1,257]	[1,257]	[0]	

※ 職員数は、一般職に属する職員数です。休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員、任期付短時間勤務職員及び短時間勤務の再任用職員を除いています。

※ [ ]内は、条例定数の合計です。

※ 各部門の職員数は、総務省の定員管理調査の区分によるものであり、各部局等に配置されている職員数とは異なります。

(2) 年齢別職員構成（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳・23歳	24歳・27歳	28歳・31歳	32歳・35歳	36歳・39歳	40歳・43歳	44歳・47歳	48歳・51歳	52歳・55歳	56歳・59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	40	90	133	147	145	90	100	117	165	104	76	1,207

※ 職員数は、『地方公共団体定員管理調査』（総務省）の人数です。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	5年前との差(率)
一般行政	902	943	953	970	953	958	56 (5.8%)
教育	159	159	155	152	146	137	▲22 (▲13.8%)
普通会計計	1,061	1,102	1,108	1,122	1,099	1,095	34 (3.1%)
公営企業等 会計計	114	116	112	113	109	122	▲8 (▲6.6%)
総合計	1,175	1,218	1,220	1,235	1,208	1,207	32 (2.7%)

※ 職員数は、『地方公共団体定員管理調査』(総務省)の人数です。

## 2 人事評価の状況

### 1. 目的

#### (1) 理事～課長代理を対象とした人事評価制度

- ① 人材育成、組織力の強化
- ② 人事評価に対する公平・公正さの向上
- ③ 管理監督者及び職員の資質の向上

#### (2) 係長～一般職員を対象とした人事評価制度

- ① 人材育成、組織力の強化
- ② 人事評価に対する公平・公正さの向上
- ③ 仕事への取組意識の向上（人材育成）

### 2. 概要

#### (1) 被評価者の範囲

職 務	補 職 名 等	対象者数（人）
部長以上の職務	理事、部長	22
部長を補佐する職務	次長	34
課長の職務	課長	60
課長を補佐する職務	課長代理	5
係長、副係長の職務	係長、副係長	207
(A)保育等、技能職以外の職務	一般職員	630
(B)保育等の職務	一般職員	80
(C)技能の職務	一般職員	88
(A) (B) (C)に関する職務	任期付職員	343
補助的業務に関する職務	会計年度任用職員	345
合 計		1814

※ 対象者数は、令和6年1月1日時点です。

※ 次の者は、被評価者から除外します。

- ・ 任期が定まっている大阪府等からの派遣者

#### (2) 評価期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間

#### (3) 基準日

令和6年1月1日

(4) 評価の構成

A. 上司による評価

「能力・意欲評価」及び「成果評価」（係長～一般職員を対象とした人事評価制度では、「能力評価」及び「実績評価」）で構成し、部下の仕事振り、実績等を上司が評価するものです。

B. 同格者による評価（被評価者が次長以下の場合を除く）

部長以上の職務の者が相互に評価するものです。

3. 評価の反映

(1) 定期人事異動（昇任・昇格を含む。）

(2) 勤勉手当（6月及び12月）及び定期昇給

令和5年度の人事評価により、令和6年6月・12月の勤勉手当及び定期昇給に反映します。

【適用者割合及び成績率（令和5年度）】

\*被評価者が理事～課長代理の場合

評価 ランク	適用者割合等	成績率（6月、12月）	昇給号給数	加算又は抑制 する号給数
S	5%	122.0 / 100	6号給(5号給)	2号給加算
A	25%	112.5 / 100	5号給(4号給)	1号給加算
B	60%	99.5 / 100	4号給(3号給)	標準
C	10%以内	95.5 / 100	3号給(2号給)	1号給抑制
D	合計点数■点未満	92.0 / 100	昇給なし	昇給なし

※ Dランクの■点は「理事・部長は140点」「次長・課長・課長代理は120点」

※ 昇給号給数の（ ）内の号給数は、7級以上の職員です。

\*被評価者が係長～一般職員の場合

【任期付職員、会計年度任用職員を除く】

右表の■に入る区分別点数

評価 ランク	適用者割合等	成績率 (6月、12月)	昇給 号給数	加算又は抑制 する号給数
S	5%以内かつ■点以上	112.5/100	6号給	2号給加算
A	15～20%	105.5/100	5号給	1号給加算
B	80%以内	99.5/100	4号給	標準
C	合計点数■点	90.5/100	3号給	1号給抑制
D	合計点数■点未満	82.5/100	昇給なし	昇給なし

係長 副係長	主査 一般職員
61	53
—	—
—	—
34～26	28～22
26	22

【任期付職員、会計年度任用職員】

評価 ランク	適用者割合等	
	任期付職員	会計年度任用職員
A	15～20%	15～20%
B	80%以内	80%以内
C	合計点数7点以下	合計点数4点以下

(3) 昇任制度への反映

(4) 指導対象職員の指定（被評価者が理事～課長代理の場合を除く）

次の職員に対し、「分限処分の指針」に基づく指導対象職員に指定します。

- ① 「D」の評価ランク（5段階のうち最低の評価ランク）の職員
- ② 特定の評価項目のうち2項目で最低点を受けた職員
- ③ 「C」の評価ランク（5段階のうち下から2番目の評価ランク）を、3年以上連続して取得している職員

### 3 給与の状況

寝屋川市職員の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づいて、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与などを考慮して条例や規則で定められています。

#### 1. 総括

##### (1) 人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

住民基本 台帳人口 R 6 . 1 . 1	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度 の人件費率
225,736 人	105,723,665 千円	1,198,966 千円	10,932,003 千円	10.4 %	10.8 %

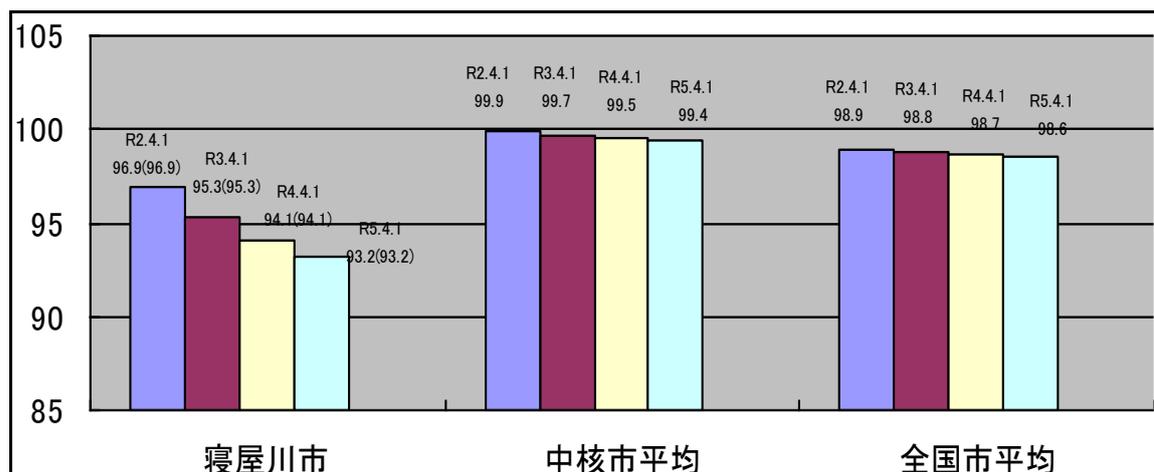
※ 人件費は市長・議員等の特別職に支払う給料・議員報酬・報酬を含みます。

##### (2) 職員給与費の状況(令和5年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
1,430 (1,099)人	4,365,514 (3,742,168) 千円	1,274,695 (1,109,699) 千円	1,827,510 (1,589,684) 千円	7,467,719 (6,441,551) 千円	5,222 (5,861) 千円

※①職員は令和5年4月1日現在の人数です②職員手当には退職手当を含みません③1人あたり給与費は、税・社会保険料を控除していないもので手取額ではありません④給与費は短時間勤務職員を含んだもので、( )内は常勤職員の人数及び金額です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- ※ 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
- 3 中核市平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般職の給料については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引き下げを行い、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施します。

②地域手当の見直し

国基準12%に対し、寝屋川市においては、支給割合の変更はなく、引き続き12%を支給します。

## 2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
寝屋川市	42歳1月	295,279円	385,223円	363,529円
大阪府	歳月	円	円	円
国	42歳1月	322,823円	—	405,378円
中核市	歳月	円	円	円

### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	
寝屋川市	全体	56歳9月	73人	285,375円	345,560円	329,045円	—	—	—	—
	うち 清掃職員	56歳5月	44人	290,889円	361,727円	336,951円	廃棄物処理 業従業員	歳月	円	
	うち 学校給食	58歳7月	14人	266,500円	305,313円	302,364円	調理士	歳月	円	
	うち 用務員	56歳8月	10人	277,630円	325,616円	321,866円	用務員	歳月	円	
大阪府	歳月	人	円	円	円	—	—	—	—	
国	51歳2月	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—	
中核市	歳月	人	円	円	円	—	—	—	—	

区分	参考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員(C)	民間(D)	C/D	
寝屋川市	全体	—	—	—
	うち 清掃職員	5,667,630円	円	
	うち 学校給食	4,912,361円	円	
	うち 用務員	5,223,197円	円	

※「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- ※ 技能労務職の職種区分のうち、守衛と自動車運転については、職員数が3人以下のため無記載とします。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		寝屋川市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	208,000 円	203,300 円	196,200 円
	高校卒	181,800 円	171,500 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	181,800 円	188,100 円	—
	中学卒	—	—	—

※ 学校卒業後すぐに採用されたときの給料月額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	264,195 円	342,026 円	382,733 円	359,500 円
	高校卒	—	280,975 円	—	336,275 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

※ 高校卒の経験年数 10・25 年は、該当する職員がいません。

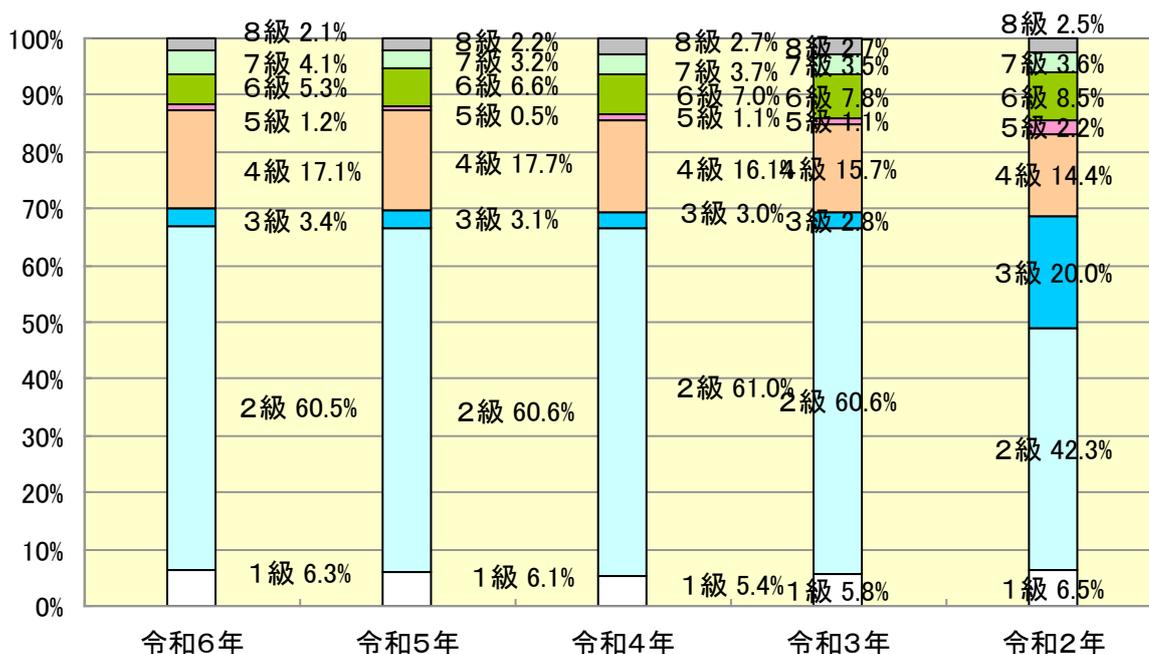
### 3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

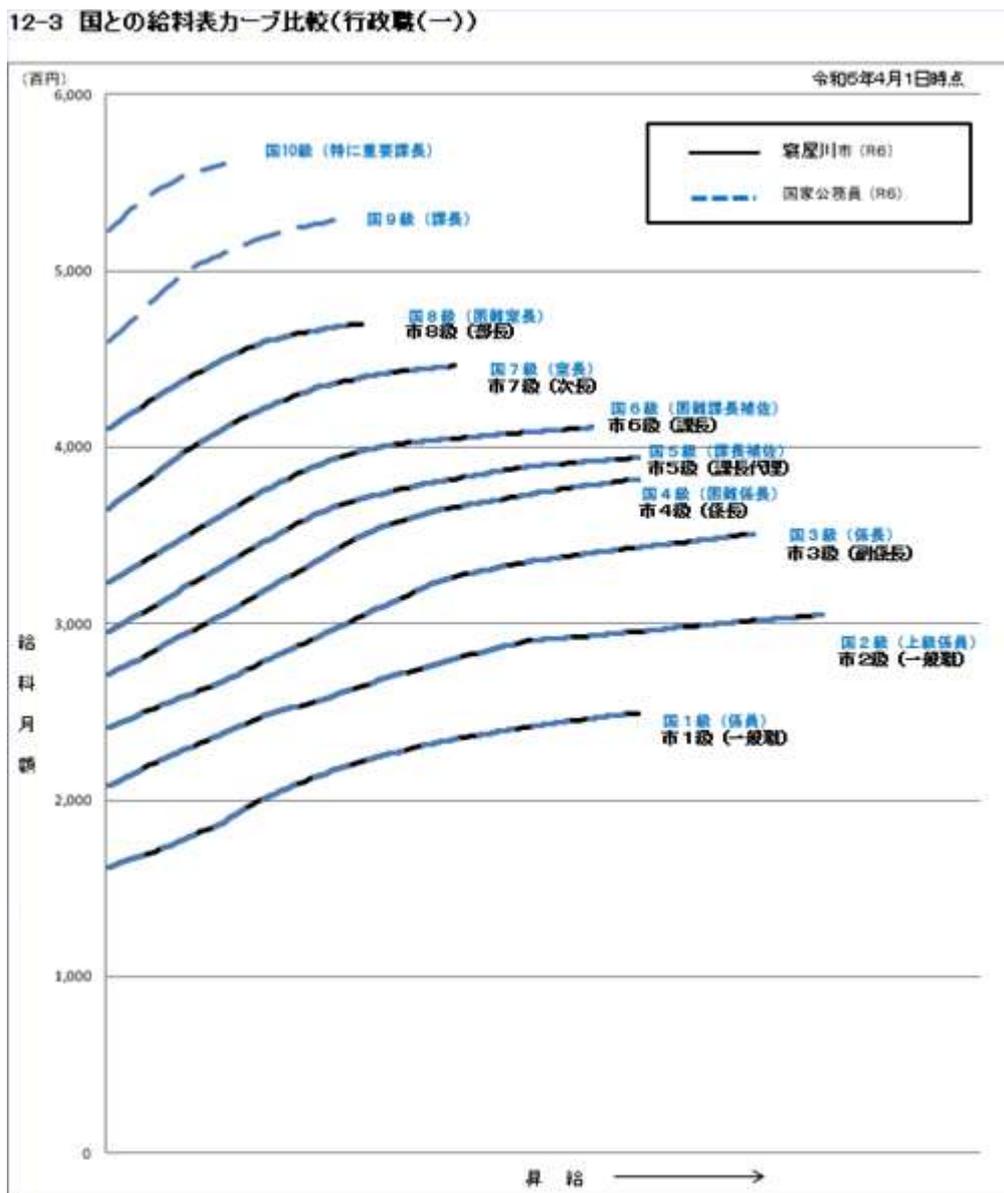
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員	52人	6.3%	162,100円	249,400円
2級	係員	502人	60.5%	208,000円	305,200円
3級	副係長	28人	3.4%	240,900円	351,000円
4級	係長	142人	17.1%	271,600円	382,000円
5級	課長代理	10人	1.2%	295,400円	394,000円
6級	課長	44人	5.3%	323,100円	411,300円
7級	次長	34人	4.1%	365,500円	446,200円
8級	部長	18人	2.1%	410,300円	470,000円

※ 寝屋川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（寝屋川市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○

#### 4. 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

寝屋川市		大阪府		国	
一般職員 1 人当たり平均支給額 (令和 5 年度普通会計決算)		1 人当たり平均支給額 (令和 5 年度普通会計決算)		—	
1,674 千円		千円			
(令和 5 年度支給割合)		(令和 5 年度支給割合)		(令和 5 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分 (1.375 月分)	2.05 月分 (0.975 月)	2.45 月分 (1.375 月分)	2.05 月分 (0.975 月)	2.45 月分 (1.375 月分)	2.05 月分 (0.975 月)
(加算措置)		(加算措置)		(加算措置)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

※ ( )内は再任用職員に係る支給割合です。

##### ○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (寝屋川市)

令和 5 年度中における運用	管理職員		一般職員	
	人事評価を活用している	○		○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○

## (2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

(支給率)	寝屋川市		国	
	自己都合	定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
加算措置	定年前早期退職者2～45%		定年前早期退職者2～45%	
1人当たり平均支給額	1,612千円	16,061千円	—	

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

## (3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給される手当です。

支給実績(令和5年度普通会計決算)	556,311千円	
一般職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)	440,807円	
支給対象職員数	市の支給率	国の支給率
1,092人	12%	12%

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

著しく危険・不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当です。

支給実績(令和5年度普通会計決算)		2,560千円
一般職員の支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)		33,955円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度普通会計決算)		4.72%
手当の種類(手当数)		6種類
手当の名称	支給対象職員	支給額
市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000 ※1か月の上限額は7,000円です。
防疫等業務 従事手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項、第3項及び第7項から第9項までに規定する感染症の患者若しくは感染症にかかっている疑いのある者の救護又は感染症の病原体が付着している疑いのある物件の処理に従事した職員	日額 290円
	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第13条の規定による検診又は予防注射に従事した職員	
	狂犬病予防法第18条の2第1項の規定による薬殺又は大阪府動物愛護及び管理に関する条例(平成13年大阪府条例第3号)第15条第1項の規定による掃討に従事した職員	日額 450円
行旅病人又は行旅死亡人収容護送従事手当	行旅病人又は行旅死亡人の収容護送に従事した職員	1件につき 1,000円
社会福祉業務従事手当	① 社会福祉法(昭和26年法律45号)第15条第1項第1号又は第2号の所員で、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による援護、育成又は更生の措置に関する業務に従事したもの	日額 180円

	② 社会福祉法第 15 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の所員（前号に規定する職員は除く。）で、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭等を訪問し、これらの者に面接し、本人の環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の業務に従事したもの	日額 150 円
精神保健福祉業務従事手当	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 27 条第 3 項の規定による診察の立会い並びに同法第 47 条第 1 項の規定による相談及び指導に従事した職員	日額 300 円
危険作業従事手当	炉内、ピット内、槽内及び下水管内において危険作業に従事した職員	日額 1,000 円

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給される手当です。

支給実績(令和 5 年度普通会計決算)	268,252 千円
一般職員の支給対象職員 1 人当たり平均支給年額(令和 5 年度普通会計決算)	234,486 円
支給実績(令和 4 年度普通会計決算)	274,362 千円
一般職員の支給対象職員 1 人当たり平均支給年額(令和 4 年度普通会計決算)	239,826 円

※職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績年度決算と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員等を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和 6 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容	令和 5 年度普通会計決算	
		支給実績	一般職員の支給職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	扶養親族がいる職員に支給される手当で、配偶者には 6,500 円、子は 10,000 円、父母等は 6,500 円、扶養親族の子が 15 歳～22 歳のときは、それぞれの金額に 5,000 円を加算して支給されます。※ 8 級の職員については、配偶者・父母等の金額は 3,500 円とする。	89,051 千円	214,064 円
	同上	—	—

住居手当	寝屋川市	借家世帯主には家賃額に応じて 28,000 円を上限に支給されます。持家世帯主及び非世帯主には支給されません。	75,505 千円	315,920 円
	国	同上	—	—
通勤手当	寝屋川市	交通機関を利用している職員には、6 か月定期代相当額が支給されます。自動車等の交通用具を利用し通勤距離が片道 2 km 以上の職員には、距離に応じて月額 2,000 円～24,400 円が支給されます。	97,717 千円	93,897 円
	国	交通機関を利用している職員には、6 か月定期代相当額が支給されます。自動車等の交通用具を利用し通勤距離が片道 2 km 以上の職員には、距離に応じて月額 2,000 円～31,600 円が支給されます。	—	—
管理職手当	寝屋川市	管理又は監督の地位の職員に対し、職務に応じて 43,000 円～92,000 円が定額で支給されます。	181,352 千円	645,534 円
	国	管理又は監督の地位の職員に対し、職務の級及び官職に応じた区分（一種～五種）により、定額で支給されます。	—	—
管理職員特別勤務手当	寝屋川市	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日に勤務した場合に、職務と勤務時間に応じて 3,000 円～12,750 円が支給されます。	869 千円	12,594 円
	国	管理又は監督の地位の職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に、職務の級及び官職に応じた区分（一種～五種）により、定額で支給されます。	—	—
初任給調整手当	寝屋川市	医療職給料表の適用を受ける職員に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給されます。	3,078 千円	1,539,000 円
	国	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると認められる官職に採用された職員に一定期間支給されます。	—	—

5. 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料		寢屋川市	(参考)中核市における 最高/最低額
	市長	1,020,000 円	
	副市長	870,000 円	
議 員 報 酬	議 長	679,000 円	
	副議長	639,000 円	
	議 員	594,000 円	
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合) 4.25月分	
	副市長		
	議 長		
	副議長		
	議 員		
退 職 手 当		(算定方式)	(支給時期)
	市長	$1,020,000 \text{ 円} \times 45 / 100 \times 48 \text{ 月} =$ 22,032,000 円	任期毎に支払う
	副市長	$870,000 \text{ 円} \times 33 / 100 \times 48 \text{ 月} =$ 13,780,800 円	任期毎に支払う

※ 上記の額から税金・社会保険料を控除して支給されます。

※ 退職手当の(算定方式)の金額は、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

## 6. 公営企業職員の状況（上下水道事業）

### (1) 職員給与費の状況

#### ① 決算（令和5年度）

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占 める職員給 与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占め る職員給与費比率
水道事業会計	3,556,154千円	246,372千円	189,566千円	5.3%	5.6%
下水道事業会計	5,270,052千円	237,496千円	34,931千円	0.7%	0.9%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
水道事業会計	30人	110,256千円	32,580千円	46,730千円	189,566千円	6,319千円
下水道事業会計	8人	22,721千円	5,174千円	7,036千円	34,931千円	4,366千円

(参考) 市町村(政令指定都市除く)水道事業(簡易水道事 業含む)平均1人当たり給与費	千円
--	----

※ 職員手当には、退職手当を含みません。

※ 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

※ 期末・勤勉手当には、賞与引当金繰入額 15,952千円（水道事業会計）2,860千円（下水道事業会計）を含みます。

### (2) 給与制度の主な見直しの状況

3-1-(4)と同じです。
---------------

### (3) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
寝屋川市上下水道局	46歳8月	356,586円	490,080円
団体平均	歳 月	円	円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(4) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(令和5年度決算)	
1,490千円	
(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)
(加算措置)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置(役職加算5~20%)	

※ ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(5) 退職手当(令和6年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	定 年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
(加算措置) 定年前早期退職者2~45%		
1人当たり 平均支給額	15,061千円	

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(6) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	22,300千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	464,568円
支給率	12%
一般行政職の制度(支給率)	12%
支給対象職員数	50人

(7) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

平成18年4月1日をもって廃止しました。

(8) 時間外勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	7,061 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	197 千円
支給実績(令和4年度決算)	9,463 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	256 千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(9) その他の手当

※ 3-4-(6)と同じですが、支給実績と支給職員1人当たり平均支給年額がそれぞれ次のように異なります。

扶養手当	支給実績(令和5年度決算)	4,964 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	177,263 円
住居手当	支給実績(令和5年度決算)	4,531 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	283,159 円
通勤手当	支給実績(令和5年度決算)	3,798 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	99,926 円
管理職手当	支給実績(令和5年度決算)	8,134 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	542,266 円
管理職員特別勤務手当	支給実績(令和5年度決算)	50 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	16,666 円

## 4 勤務時間その他の勤務条件の状況

### 1. 勤務時間等（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
勤務時間の開始時刻	午前9時
勤務時間の終了時刻	午後5時30分
休憩時間	正午から午後零時45分まで
週休日	日曜日及び土曜日

※ 公務の運営上の事情により、上記勤務時間等によることができない職員については、別に定めた勤務時間等により勤務します。

### 2. 年次休暇の使用状況（令和5年度）

付与日数	平均使用日数
20日（最大で、繰越し20日を含めて40日）	12.94日

### 3. 休暇の導入状況（令和6年4月1日現在）

項 目		付 与 日 数 等
年次休暇		1年度につき20日（20日を限度に翌年度に繰越し可）
特 別 休 暇	選挙権その他公民権を行使する場合	必要と認められる期間
	証人・参考人等として裁判所、官公署へ出頭する場合	その都度必要な期間
	骨髄液・末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間
	ボランティア活動を行う場合	1年度に5日以内
	女性職員が分べんする場合	産前8週間、産後8週間 多胎分べんの場合、産前14週間、産後10週間
	配偶者が出産する場合	2日以内
	配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子、又は小学校就学初期に達するまでの子を養育する場合	産前6週間、産後1年間（多胎分べんの場合、産前14週間、産後1年間）の間で5日以内
	生後1年2月に達しない子を育てる場合	1日1回、又は1日2回通算して、1時間30分以内
	小学校就学の始期に達するまでの子の看護を行う場合	1年度に5日以内（小学校就学の始期に達するまでの子が2人いる場合は、10日以内）
	要介護者の介護等を行う場合	1年度に5日以内（2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある親族が2人いる場合は、10日以内）
	女性職員のうち生理日の勤務が著しく困難な場合	2日以内
	結婚する場合	7日以内
	喪に服する場合	1日から7日以内（続柄により付与日数は異なる。）
	一親等の親族又は配偶者の祭日	その当日1日
	女性職員が妊娠のため医師の診断を受ける場合	妊娠満23週まで 4週間に1回 その当日1日 妊娠満24週から 2週間に1回 その当日1日
	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度に5日（体外受精又は顕微授精に係るものである場合は10日）以内
	妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合	1週間以内で必要と認める期間
	妊娠中に交通機関の混雑等により支障を来す場合	1日2回勤務時間の始め及び終わり各30分以内又は1日1回勤務時間の始め若しくは終わり1時間以内
	夏季における心身の健康の維持及び増進等による場合	6月から10月までの期間内で、職員の勤務状況に応じ、5日以内
	災害又は交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間

	災害により勤務しないことが相当であると認められる場合	7日以内
	リフレッシュ休暇	勤続10年 3日以内で必要と認める期間 勤続20年 4日以内で必要と認める期間 勤続30年 5日以内で必要と認める期間
	病 気 休 暇	90日を超えない範囲でその療養に必要と認める期間
	介 護 休 暇	職員が要介護者に介護を行う場合に、3回を超えず通算して6か月の期間内の必要と認められる期間で、1日若しくは半日又は1時間単位
	介 護 時 間	職員が要介護者の介護を行う場合に、連続する3年の期間内で必要と認められる時間で30分単位

※ 1年度とは、4月から翌年3月までの12か月間をいいます。

#### 4. 育児休業等の利用状況（令和5年度）

種 別	制 度 の 内 容	取得者数（人）
育児休業	3歳に満たない子を養育するために休業をすることができる制度	69（28）
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ勤務する場合において、1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる制度	30（18）

※ （ ）内は、前年度から引き続き取得している人数の内数

## 5 分限及び懲戒の状況

### 1. 分限処分の状況

分限処分は、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分で、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

令和5年度に行った分限処分は、次のとおりです。(単位：人)

降任	免職	休職	降給	合計
0	0	35	0	35

※ 令和5年度の休職者は、心身の故障のため長期の休養を要する場合に該当するものでした。

### 2. 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して科する制裁としての処分で、公務における規律と秩序の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

令和5年度に行った懲戒処分は、次のとおりです。(単位：人)

戒告	減給	停職	免職	合計
1	0	2	0	3

## 6 退職管理の状況

職員の退職管理の状況  
再就職の届け出なし

## 7 服務の状況

### 1. 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第 35 条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、法律又は条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除することがあります。

条例で職務専念義務を免除できる場合としては、休暇のほか、「職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しています。

### 2. 営利企業等の従事制限に関する許可

職員は、地方公務員法第 38 条の規定により、営利企業等への従事が制限されていますが、任命権者の許可を受けて、営利企業等に従事することが認められています。

令和 5 年度においては、消費生活相談員として従事する場合等につき許可しました。

## 8 研修の状況

### 研修の状況

研修は、職員の勤務能率の増進を図るとともに、精度の高い仕事ができる中核市職員を育成することを目的に実施しています。

令和5年度に行った研修は、次のとおりです。

#### (1) 人材育成・能力開発研修

分類	項目	内 容	実施回数 (回)	延べ参加者数 (人)
階層別職員育成研修	新任課長・課長代理コース研修	実務研修（法務能力）、ハラスメント防止等 8 講座	9	52 人
	新任係長・副係長コース研修	O J T 推進、実務研修（会計事務）等 10 講座	11	270 人
	新規採用職員コース研修	前期研修 基礎的知識、職場導入等 40 講座 後期研修 実務必知、実務能力向上研修（会計・契約） 等 8 講座	51	967 人
基礎能力育成研修	法務能力向上研修	法務能力向上研修（基礎編・応用編） 2 講座	4	84 人
	デザイン力向上研修	デザイン力向上研修 1 講座	2	73 人
	新地方公会計・簿記実務研修	新地方公会計・簿記実務研修 1 講座	5	56 人
	面接者研修	面接者研修 1 講座	2	32 人
	スキルアップ研修	法規専門研修 1 講座	1	14 人
	人権研修	言葉・表現と人権問題、L G B T Q と多様性 等 6 講座	10	421 人
	内部統制研修	内部統制研修 1 講座	3	217 人
	健康管理研修	健康管理研修 4 講座	6	271 人
	議会答弁スキルアップ研修	議会答弁スキルアップ研修 1 講座	2	67 人
合計			106	2,524 人

## (2) 重点研修

項 目	内 容	実施回数 (回)	延べ参加者数 (人)
コンプライアンス研修	コンプライアンスに関する研修 1 講座	2	70 人
キャリア開発研修	女性活躍促進研修 1 講座	1	25 人
人事評価者研修	人事評価者に関する研修 1 講座	1	33 人
人事評価フォローアップ研修	人事評価フォローアップ研修 1 講座	4	4 人
合計		8	132 人

## (3) ねやがわ版管理職養成課程

項 目	派 遣 先 等	実施回数 (回)	延べ参加者数 (人)
経営学、マーケティング、イノベーション	経営学、マーケティング、イノベーションに関する研修 3 講座	21	721 人

## (4) 派遣・交流研修

項 目	派 遣 先 等	件数等	延べ参加者数 (人)
他研修機関研修	大阪府都市整備推進センター等	11 講座	17 人
	河北研修協議会	1 講座	5 人
	おおさか市町村研修研究センター	12 講座	25 人
行政視察研修	北九州子ども図書館等、東京都練馬区、東京都江戸川区	2 件	3 人
幹部職員行政視察研修	埼玉県熊谷市等	2 件	7 人

(5) 職場研修

① O J T

各職場において、職場の上司・先輩が、仕事を通して、その仕事に必要な情報や知識・技術等を与える研修（O J T）を実施し、人材育成を推進しています。

② 職場集合・派遣研修

項 目	内 容	実施所属	講座数
職場集合研修	各職場が職務に対する資質の向上のために、自主的に集合研修を実施する。	2 所属	4 講座
職場派遣研修	各職場において、職務に対する資質の向上のために、自主的に外部の研修に参加する。	28 所属	86 講座
合 計		30 所属	90 講座

(6) 自己開発研修

① 自主研修グループ助成

職員が、自主的にかつ相互に自己開発を行う意識の向上を図ることを目的として、行政に関係することについて自主研修を行うグループの活動を支援するものです。

【 令和5年度 登録グループ：2グループ 助成実績：1グループ 】

② キャリアアップ助成

地方分権の時代に即応する職務遂行能力の向上を図ることを目的として、学校における教育、各種講座の受講、資格取得等に対して、助成を行うものです。

【 令和5年度 18人 】

## 9 福祉及び利益の保護の状況

### 1. 福祉の状況

#### (1) 安全衛生管理

##### ① 健康診断等の実施状況（令和5年度）

区 分	受診者数 (件数)
定期健康診断	1,962
じん肺健康診断	7
電離放射線健康診断（年2回）	1
情報機器作業従事職員健康診断	293
頸肩腕障害及び手指健康診断	315
人間ドック（共済組合等実施）	192
受診率（定期健診＋人間ドック）	99.8%
産業医健康相談	85

##### ② メンタルヘルス対策

「職員の心の健康づくり事業」としてストレスチェック、メンタルヘルス研修等を実施しています。

##### ③ 安全・衛生委員会、中央安全衛生協議会の設置

職場における職員の安全と健康を確保するため、本庁、保健福祉センター等、クリーンセンター、上下水道局の計4か所に安全・衛生委員会を設置しています。

また、各安全・衛生委員会の総合調整機関として、中央安全衛生協議会を設置しています。

#### (2) 福利厚生事業

地方公務員法に基づく職員の福利厚生事業は、寝屋川市職員共済会において実施しています。

##### 【 福利厚生事業の実施状況（令和5年度） 】

区 分	掛金・負担金率	事 業 概 要
寝屋川市 職員共済会	本人：給料月額×3.1/1000 市：福利厚生事業委託に係る一部について補助	○給付（人間ドック補助、スポーツ施設利用補助、介護用具購入補助、インフルエンザワクチン接種補助、退職・災害給付金等） ○生活資金の貸付 ○福利厚生事業委託

(3) 共済制度

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって職員及びその家族の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、大阪府市町村職員共済組合が長期給付（年金）、短期給付（医療保険）、福祉事業を行っています。

(4) 公務災害補償

災害補償制度は、職員が公務上の災害または通勤による災害により生じた損害の補償と、被災職員の職場復帰の促進および職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。

なお、災害の認定および補償は、地方公務員災害補償基金大阪府支部が行っています。

【 公務災害等件数（令和5年度） 】

公務災害	通勤災害	合 計
5	9	14

## 2. 利益の保護の状況（公平委員会の業務の状況）

### (1) 勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、公平委員会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものです。（根拠法令：地方公務員法第46条ないし第48条、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）

#### 【 勤務条件に関する措置の要求（令和5年度） 】

該当なし

### (2) 不利益処分についての審査請求

不利益処分についての審査請求制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、公平委員会は、必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものです。（根拠法令：地方公務員法第49条ないし第51条の2、不利益処分についての審査請求に関する規則）

#### 【 不利益処分についての審査請求（令和5年度） 】

該当なし

### (3) 職員からの苦情相談の状況

職員からの苦情相談制度は、職員から、公平委員会に対し、苦情相談申出書により苦情相談があった場合に、公平委員会が任命した職員相談員が、苦情相談を行った職員（以下「相談者」という。）に対し、助言等を行うほか、当該相談者の所属する部局の長、その他の関係職員に対し、指導、斡旋、その他の必要な措置を行うものです。（根拠法令：地方公務員法第8条第2項第3号、寝屋川市職員からの苦情相談に関する規則）

#### 【職員からの苦情相談（令和5年度）】

1件（継続）、1件（新規）